

令和6年2月28日

令和5年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市漁港管理条例（第2条関係）	・・・	2
3	鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例（第3条関係）	・・・	3
4	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・・・	4
5	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・	5
6	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・・・	7
7	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例	・・・	9
8	鳥羽市手数料徴収条例	・・・	10
9	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	・・・	12
10	鳥羽市介護保険条例	・・・	24
11	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例	・・・	26
12	鳥羽市水道事業の設置等に関する条例	・・・	28
13	鳥羽市分課組織条例	・・・	31
14	鳥羽市情報公開条例	・・・	32
15	鳥羽市職員定数条例	・・・	33
16	鳥羽市公共下水道条例	・・・	34
17	鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例	・・・	41
18	鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例	・・・	43
19	鳥羽市給水条例	・・・	45
20	鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	・・・	46
21	鳥羽市給水条例（第1条関係）	・・・	47
22	鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 （第2条関係）	・・・	48

新旧対照表

(件名) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成30年条例第1号）（第1条関係）

改正案（新）	現 行（旧）
<p>(事業抑制区域)</p> <p>第4条 再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和が特に必要と認められる市内の陸域及び海上を含む水域のうち、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港区域</p> <p>(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(事業抑制区域)</p> <p>第4条 再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和が特に必要と認められる市内の陸域及び海上を含む水域のうち、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港区域</p> <p>(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市漁港管理条例 (昭和45年条例第2号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき市が管理する漁港 (以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき市が管理する漁港 (以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (平成26年条例第22号) (第3条関係)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 (略)</p>	<p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>10～37 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第28号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改正案 (新)				現行 (旧)			
別表 (第1条、第2条関係)				別表 (第1条、第2条関係)			
区分		報酬の額		旅費の額			
区分		報酬の額		旅費の額			
(略)				(略)			
社会福祉事務所医		月額	55,000円	同			
保育所医	乳幼児 の数40 人超	年額	1 保育所につき 224,000円に乳幼 児1人につき400 円を乗じて得た額 を加えた額	同			
	乳幼児 の数40 人以下	年額	1 保育所につき 145,000円に乳幼 児1人につき400 円を乗じて得た額 を加えた額				
社会福祉事務所医		月額	55,000円	同			
保育所医	乳幼児 の数40 人超	年額	1 保育所につき 122,000円に幼 児1人につき260 円を乗じて得た額 を加えた額	同			
	乳幼児 の数40 人以下	年額	1 保育所につき 122,000円に幼 児1人につき260 円を乗じて得た額 を加えた額				

改正案 (新)				現行 (旧)					
保育所歯科医	乳幼児 の数40 人超	年 額	1 保育所につき 224,000 円に乳幼 児 1 人につき400 円を乗じて得た額 を加えた額	同	保育所歯科医	年 額	1 保育所につき 122,000 円に幼児 1 人につき260円 を乗じて得た額を 加えた額	同	
	乳幼児 の数40 人以下	年 額	1 保育所につき 145,000 円に乳幼 児 1 人につき400 円を乗じて得た額 を加えた額						
公民館運営審議会委員		日 額	6,100円	同	公民館運営審議会委員		日 額	6,100円	同
(略)				(略)					

新旧対照表

(件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員</u>（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第13条の2 <u>給与条例第44条（第44条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項から第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第25条の2 <u>給与条例第44条（第44条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員</u>（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬<u>及び期末手当をいう。</u></p> <p>2 (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項から第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>附 則 1・2 (略) 削除 削除</p> <p>(退職手当の特例)</p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>附 則 1・2 (略) <u>(期末手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。</u></p> <p>(退職手当の特例)</p> <p><u>4 (略)</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 鳥羽市職員給与条例第43条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 鳥羽市職員給与条例第43条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (<u>地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>) のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員 (<u>地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>) が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日 (以下この条において「昇給日」という。) 又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員 (地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。) が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日 (以下この条において「昇給日」という。) 又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市手数料徴収条例 (平成12年条例第7号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 消防法 (昭和23年法律第186号。以下この号において「法」という。) 関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第11条第1項前段の規定による設置の許可 (以下この号において「設置の許可」という。) 申請手数料</p> <p>(中略)</p> <p>(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所)</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>145万円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>172万円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>192万円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの <u>236万円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリ</p>	<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 消防法 (昭和23年法律第186号。以下この号において「法」という。) 関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第11条第1項前段の規定による設置の許可 (以下この号において「設置の許可」という。) 申請手数料</p> <p>(中略)</p> <p>(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所)</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>118万円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>141万円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>159万円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの <u>195万円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリ</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p> ットル未満のもの <u>274万円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの <u>564万円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの <u>724万円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの <u>879万円</u> (中略) ウ～ケ (略) (10)～(12) (略) 2 (略) </p>	<p> ットル未満のもの <u>227万円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの <u>455万円</u> (キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの <u>582万円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの <u>707万円</u> (中略) ウ～ケ (略) (10)～(12) (略) 2 (略) </p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）

改正案（新）	現行（旧）
<p>目次</p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>目次</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項又は第4項の規定による金銭の支払を</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下<u>同じ</u>。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（掲示等）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付</p>	<p><u>（掲示）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる」を「同条第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育</p>	<p>掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる」を「同条第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子</p>	<p>を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項又は第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>
<p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p style="text-align: center;">（電磁的記録等）</p> <p>第53条 <u>特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教</u></p>	<p>ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>（２） 電子的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をい。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければな</u></p>	

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>らない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>（1） 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>（2） ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用</u></p>	

改正案（新）	現行（旧）
<p> <u>する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u> </p>	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市介護保険条例(平成12年条例第1号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,110円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,375円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,794円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,384円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>83,760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>96,324円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,700円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>121,452円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>138,204円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>146,580円</u> ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>154,956円</u> ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>167,520円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,558円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,806円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>60,930円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>73,116円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81,240円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,426円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>101,550円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>117,798円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,922円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,046円</u> ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>142,170円</u> ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>154,356円</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>ア・イ (略)</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>175,896円</u></p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第5項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>23,871円</u>とする。</p> <p>3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>40,623円</u>とする。</p> <p>4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>57,375円</u>とする。</p> <p><u>5 前各項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。</u></p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,480円</u></p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第5項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>24,372円</u>とする。</p> <p>3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>40,620円</u>とする。</p> <p>4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>56,868円</u>とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年条例第16号)

改 正 案 (新)				現 行 (旧)																									
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円	円	円	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円	円	円
階級	勤務年数																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																										
団長及び副団長	円	円	円																										
階級	勤務年数																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																										
団長及び副団長	円	円	円																										

改正案 (新)				現行 (旧)			
	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200		<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200
分団長及び副分団長	円	円	円	分団長及び副分団長	円	円	円
	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>		<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長・班長及び団員	円	円	円	部長・班長及び団員	円	円	円
	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>		<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考				備考			
1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。				1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。			
2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。				2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。			

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年条例第1号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p style="text-align: center;"><u>鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 汚水(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1号に規定する汚水をいう。)を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(下水道事業の法の適用)</u></p> <p><u>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 <u>水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運用されなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 下水道事業の処理区域、処理人口及び処理水量は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画のとおりとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥羽市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運用されなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業に属する事務を処理させるため、水道課を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の動産又は不動産の買い入れ又は譲渡（土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第6条 水道事業及び下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p>	<p>「令」という。）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業に属する事務を処理させるため、水道課を置く。</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の動産又は不動産の買い入れ又は譲渡（土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）</p> <p>第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、水道事業及び下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市分課組織条例 (昭和59年条例第3号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>企画財政課 総務課 市民課 税務課 健康福祉課 環境課 観光商工課 農林水産課 建設課 定期船課</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>企画財政課 総務課 市民課 税務課 健康福祉課 環境課 観光商工課 農林水産課 建設課 定期船課 <u>水道課</u></p> <p><u>第12条</u> <u>水道課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>下水道に関すること。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市情報公開条例(平成12年条例第27号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(地方公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員定数条例(昭和34年条例第6号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び<u>農業委員会</u>の事務部局に常時勤務する職員(副市長、教育長並びに臨時の職員を除く。)並びに消防機関、水道企業、<u>下水道企業</u>及び教育機関に常時勤務する職員(臨時の職員を除く。)の定数を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>水道企業及び下水道企業</u>の職員 26人</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、<u>農業委員会</u>の事務部局に常時勤務する職員(副市長、教育長並びに臨時の職員を除く。)並びに消防機関、水道企業及び教育機関に常時勤務する職員(臨時の職員を除く。)の定数を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 水道企業の職員 26人</p> <p>(9) (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市公共下水道条例 (平成8年条例第21号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「管理者」という。) が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築 (以下「新設等」という。) を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規程</u>の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認められた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>	<p>(排水設備の設置)</p> <p>第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築 (以下「新設等」という。) を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規則</u>の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認められた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規程</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p>	<p>を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもってたりる。</p>	<p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもってたりる。</p>
<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（<u>規程</u>で定める軽微な工事を除く。）は、下水道排水設備指定工事店として<u>管理者</u>が指定した業者でなければ行つてはならない。</p> <p>2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に<u>規程</u>で定める。</p>	<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（<u>規則</u>で定める軽微な工事を除く。）は、下水道排水設備指定工事店として<u>市長</u>が指定した業者でなければ行つてはならない。</p> <p>2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に<u>規則</u>で定める。</p>
<p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。</p>	<p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。</p>
<p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、<u>規程</u>で定める</p>	<p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、<u>規則</u>で定める</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>ものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。</p>	<p>ものについては、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。</p>
<p>（除害施設の設置等の届出）</p>	<p>（除害施設の設置等の届出）</p>
<p>第11条 除害施設を設置しようとする者は、<u>規程</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>第11条 除害施設を設置しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>（水質管理責任者制度）</p>	<p>（水質管理責任者制度）</p>
<p>第12条 除外施設又は特定施設を設置した者は、<u>規程</u>で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。水質管理責任者に変更があったときも同様とする。</p>	<p>第12条 除外施設又は特定施設を設置した者は、<u>規則</u>で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。水質管理責任者に変更があったときも同様とする。</p>
<p>（排除の停止又は制限）</p>	<p>（排除の停止又は制限）</p>
<p>第13条 <u>管理者</u>は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ又は制限することができる。</p>	<p>第13条 <u>市長</u>は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ又は制限することができる。</p>
<p>（1）・（2）（略）</p>	<p>（1）・（2）（略）</p>
<p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が管理上必要があると認めるとき。</p>	<p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が管理上必要があると認めるとき。</p>
<p>（使用開始等の届出）</p>	<p>（使用開始等の届出）</p>
<p>第14条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、<u>規程</u>で定めるところにより、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第14条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料は、毎使用月、<u>規程</u>で定める定例日現在により算定し、その日の属する月分として、納入通知書により徴収する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、<u>管理者</u>は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届け出があったとき、その他<u>管理者</u>が必要と認めたときに行う。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 水道に係る汚水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道以外に係る汚水を排除した場合はその使用水量とし、当該使用水量は使用者の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料は、毎使用月、<u>規則</u>で定める定例日現在により算定し、その日の属する月分として、納入通知書により徴収する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、<u>市長</u>は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届け出があったとき、その他<u>市長</u>が必要と認めたときに行う。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 水道に係る汚水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道以外に係る汚水を排除した場合はその使用水量とし、当該使用水量は使用者の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>はその申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前項第2号の排除した汚水の量を算定するため、必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第17条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(下水道加入料等)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成8年条例第2号）第6条の賦課期限後において、新たに汚水ますを設置し、公共下水道を使用したい者があるときは、特に認める場合に限り、同条例第4条に定める分担金相当額を下水道加入料として徴収し、公共下水道の使用を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(改善命令)</p> <p>第19条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備</p>	<p>その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に<u>市長</u>に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、<u>市長</u>はその申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項第2号の排除した汚水の量を算定するため、必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(下水道加入料等)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成8年条例第2号）第6条の賦課期限後において、新たに汚水ますを設置し、公共下水道を使用したい者があるときは、特に認める場合に限り、同条例第4条に定める分担金相当額を下水道加入料として徴収し、公共下水道の使用を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(改善命令)</p> <p>第19条 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>（行為の許可）</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規程</u>で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（占有）</p> <p>第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>規程</u>で定めるところにより、申請書を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（原状回復）</p> <p>第23条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると<u>管理者</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示を</p>	<p>又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>（行為の許可）</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（占有）</p> <p>第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書を提出して<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（原状回復）</p> <p>第23条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると<u>市長</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をす</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>することができる。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第25条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等を減免することができる。</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は<u>規程</u>で定める。</p>	<p>ることができる。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第25条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等を減免することができる。</p> <p><u>（規則への委任）</u></p> <p>第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は<u>規則</u>で定める。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例(平成25年条例第8号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第4条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規程</u>で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規程</u>で定める措置が講じられていること。</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第4条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>市長</u>が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>市長</u>が定める措置が講じられていること。</p>
<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規程</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>市長</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに</p>	<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置が講じられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置を講じること。</p> <p>(都市下水路の構造の技術上の基準)</p> <p>第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「規程」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程（都市下水路に関し必要な事項にあつては、規則）</u>で定める。</p>	<p>限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>市長</u>で定める措置が講じられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>市長</u>で定める措置を講じること。</p> <p>(都市下水路の構造の技術上の基準)</p> <p>第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例 (平成8年条例第2号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「<u>管理者</u>」という。) は、事業を開始し、分担金を賦課しようとする区域 (以下「<u>賦課対象区域</u>」という。) を定めたときは、これを公告しなければならない。</p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、事業を開始し、分担金を賦課しようとする区域 (以下「<u>賦課対象区域</u>」という。) を定めたときは、これを公告しなければならない。</p>
<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の受益者ごとに、第4条の規定により算定した分担金の額を賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の受益者ごとに、第4条の規定により算定した分担金の額を賦課するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、第6条第3項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和51年条例第18号）の定めるところにより督促し、延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、第6条第3項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和51年条例第18号）の定めるところにより督促し、延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 鳥羽市水道事業の給水区域は、<u>鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和43年条例第1号)第2条第3項第1号に掲げる区域とする。ただし、配水管を布設していないところ、又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところは、給水をしないことがある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 鳥羽市水道事業の給水区域は、<u>鳥羽市水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和43年条例第1号)第2条第3項第1号に掲げる区域とする。ただし、配水管を布設していないところ、又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところは、給水をしないことがある。</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成22年条例第1号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員の給与の種類及び基準は、鳥羽市職員給与条例 (昭和31年条例第14号) <u>、鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和58年条例第11号) 及び鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号)</u> の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 企業職員の給与の種類及び基準は、鳥羽市職員給与条例 (昭和31年条例第14号) <u>及び鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和58年条例第11号)</u> の適用を受ける職員の例による。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (平成24年条例第24号)

(第2条関係)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>